高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)支給の準備をすすめています

■問い合わせ先 社会福祉課 ☎(52)1112

賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者の方を支援します。

■制度の趣旨■

- 「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者の方への支援
- ・高齢者世帯の所得全体の底上げ
- ・平成28年前半の個人消費の下支え

■支給対象者■

下記2つの要件を共に満たす方が対象です。

- ①平成27年度の臨時福祉給付金の支給対象である方 (要件を満たしているにも関わらず、給付金を受け取っていない方も含みます。)
- ②平成29年3月31日までに65歳以上になる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)。 ※年金を受給しているか否かに関わらず、2つの支給要件を満たせば支給の対象になります。

■支給額■

対象者1人につき30,000円(1回限り)

■申請受付スケジュール■

支給対象となり得る方には、<u>4月上旬に「通知書」を送付させていただく予定です。</u>申請期間については、4月上旬から7月上旬までの3ヵ月間を予定しています。

※受付および審査を経て、順次支給手続きを進めます。



高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)対象者診断チャート

①平成27年度の臨時福祉給付金(6千円)を受給しましたか?

(受給していない場合、支給要件に該当しますか?)

はい いいえ ④へ進んでください。(対象外)

②生年月日は昭和27年4月1日より前ですか?

(昭和27年4月1日生まれの方も含みます。)

はい いいえ ④へ進んでください。(対象外)

③高齢者向け給付金(3万円)の支給対象者となる可能性があります。

④高齢者向け給付金の対象ではありません。



「臨時福祉給付金」の "振り込め詐欺"や"個人情報の詐取"にご注意ください。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省の職員をかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、市役所 や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。